要　　　望　　　書

令和３年１０月２５日

　殿

　　　　　　　　　　一般社団法人岡山県手をつなぐ育成会

会　長　　日　下　　功

　平素より知的障害・発達障害のある人たちとその家族の福祉・教育について多大なご尽力を賜り、県当局並びに県議会に対しまして厚くお礼申し上げます。

　私ども手をつなぐ育成会は、障害のある人たちが各ライフステージに応じた適切な支援のもとで安心して豊かな暮らしができる共生社会の実現を願っています。この共生社会の実現に向けて福祉・教育とも多くの制度・施策の進展がありましたが、障害のある人たちの権利が守られ、意思が尊重された社会参加ができるために、地域の人たちの理解が進み、障害のある人達がおかれている状況に応じた生活を支える基盤の整備がさらに進むことを願っています。

　昨年度からの新型コロナウイルスの感染拡大が長引き、学校への通学、事業所への通所が難しくなったり、自粛生活により不安やリスクが高まったりする生活を送らざるを得なかった多くの家庭があったのではないかと心配しています。令和４年度の予算編成にあたり、今後も続く「ウィズコロナ」の時代にあっても、知的障害・発達障害のある人とその家族が地域で安心して生活することができるよう、次の事項について要望いたします。

記

**Ⅰ　新型コロナウイルス感染拡大への対応について**

○新型コロナウイルスの感染拡大により、事業所への通所ができなくなることを心配しています。自粛生活が求められて１年半以上になりましたが、障害のある人たちにとって福祉事業所の利用は生活に必要なエッセンシャルサービスであり、事業所が継続して安定した運営できるよう引き続き感染対策経費や事業所運営への支援をお願いしたい。

○障害者福祉サービス事業所では、コロナ禍で新しい作業種を開発するなど工夫しながら運営を行っていま

すが、地域のイベントの中止や自粛により販路が減少したりするなど、厳しい状況にある事業所がありま

す。是非、県や市町村での優先調達等による支援をお願いしたい。

○新型コロナウイルス感染拡大による自粛生活で家族が疲弊し、虐待や孤立化が起こることを心配していま

す。相談支援事業のモニタリングなどで対応をお願いしてきましたが、令和２年度の補正予算で「在宅障

害者等に対する安否確認支援事業」が予算化されました。この事業により厳しい環境にある家族支援を行

っていただきたい。

**Ⅱ　共生社会に向けての啓発活動について**

○相模原市の障害者支援施設での悲惨な事件を広く社会の問題としてとらえ、これからも風化させることな

く地道な活動を進めていくことが大切であると思います。共生社会の理解促進のために、障害者週間など

のイベントなど、街中で障害者理解を促進する活動を工夫しながら進めていただきたい。

○コロナ禍で活動自粛となり、各市町村の福祉大会や各種イベントなどの中止が続きました。育成会（親

の会）関係の事業も中止となることが多く、地域の方と触れ合う場もほとんどなくなり、障害者理解・啓

発の視点からは寂しい期間となりました。

今後、コロナ感染拡大の収束により各市町村で地域生活支援事業・地域生活促進事業で研修・イベントを実施できるようになれば、市民・町民と障害者団体が共に活動できる場の設定を行っていただきたい。

**Ⅲ　相談支援体制の整備 について**

○相談支援事業所が増え、岡山市に基幹相談支援センターができたことに感謝します。相談支援事業所は障害者と

家族が安心して生活するために頼りになる相談機関であり、すべての市町村に設置するよう進めていただきたい。

また、地域の核となる基幹相談支援センターの設置を進め、相談支援体制の充実を図っていただきたい。

〇専門家としての相談支援専門員養成を進め、相談支援体制の充実を図っていただきたい。そのためにも、担当職

員増と報酬単価を上げるよう引き続き国に働きかけていただきたい。

○市町村の規模によりますが、福祉担当の方には、様々な相談窓口を担当していただいていると思います。福祉担

当者の障害や福祉制度についての研修とともに、福祉事業所等の現場視察や障害者団体の研修会などにも是非出

席いただき現場の声を聞いていただきたい。

**Ⅳ　安心・安全な地域生活支援・高齢化への対応について**

○高齢化・重度化の対応としてグループホームの設置増を要望してきましたが、この一年間で１０以上グル

ープホームが増えており感謝申し上げます。今後「日中サービス支援型グループホーム」が県内に広まっ

ていくことを期待しています。また、昨年度は、重度自閉症に特化し、生活介護施設と一体化した運営の

グループホームが県内に開設されました。自立生活援助の創設により単身生活への移行が促進されるサテ

ライト型グループホームなども含め、障害のある人を取り巻く環境に対応できる様々なグループホームが

設置されるよう願っています。

○グループホームの増設が進むように、スプリンクラーや防火壁などの消防法関連設備について、施設整備

費の補助を拡充していただきたい。

○コロナ禍で医療型の短期入所の利用が難しくなっています。在宅介護で入浴に困っている家庭があり、コ

ロナ禍の期間だけでも介護保険事業所が利用できる特別措置を考えていただきたい。

○保育園や幼稚園に通う障害のある子どもが、集団生活の適応のための専門的な支援を受けることができる

保育所等訪問支援を行う事業所が県南に集中し、事業所の数も少ないように思います。

また、平成３０年に創設された「外出が困難な重度の障害児・医療的ケア児を対象にした居宅訪問型児童

発達支援事業所」は、県内には三市に各１事業所しかありません。担当者の養成を含め、地域での事業所

の設置を進めていただきたい。

○この一年間で放課後デイサービス事業所が非常に増加しました。保護者のニーズに応えていただいた結果

　果だと思いますが、以前放課後デイサービスで問題になりました“預けっぱなし”という子ども不在の問

題も感じています。「放課後デイサービスガイドライン」にあります保護者支援と指導の共通理解を図るた

めに、学校も含めた三者の話し合いが行われますよう指導をしていただきたい。

〇親・障害者の高齢化に伴い、生活範囲が狭められてしまい、地域での交流の機会が減るのではないか心配

をしています。地域生活支援事業の移動支援を充実させ、通勤、通院でも利用できるようにしていただき

たい。

○今夏のオリンピック・パラリンピックの開催で、障害者スポーツへの関心が高まったように感じていま

す。岡山県障害者スポーツ協会がスポーツ教室を開催していますが、より多くの人がスポーツを楽しめる

ようにするためにも各市町村で指導者養成や場所の提供などを検討していただきたい。

また、地域での文化・芸術活動の展開にもご尽力をいただきたい。

○各市町村の地域生活支援事業（社会参加支援）で、当事者の会（本人の会）と地域の方々との交流を図る事業などを計画・支援していただきたい。

○Ａ型事業所の閉鎖による大量解雇が大きな問題になりましたが、最近では多機能型事業所やグループホー

ムの不正請求により、事業所の指定取り消しがありました。このことは、障害のある人や家族の信頼を裏

切る不正行為であり、利用者の生活を不安定にさせるものです。利用者のこれからの生活が見通せる措置

をお願いしたい。

○民法の改正により令和４年４月１日から成年年齢が１８歳になります。親の同意を得なくても契約をする

ことができるようになり、消費者被害の拡大が心配されます。改めて「契約」についての指導を行うよう

事業所等に情報提供をお願いしたい。

**Ⅴ　自然災害への対応について**

○令和３年８月豪雨など、今年度も全国各地で記録的な大雨があり、ますます災害時の避難を自分の問題と

して考える必要性が強くなっていることを感じています。コロナ禍で会議・研修等が難しい状況ですが、「要支援者」の届けを出している者については、各市町村で「個別計画」や「タイムライン」の作成などを進めていただきたい。

○内閣府より「新しい福祉避難所の受入制度」が出され、５月には「運営に関するガイドライン」が改正されました。この新しい受入制度により、要支援者の意向や地域の実情に応じて受入対象者の調整、福祉避

難所の公開、必要な衛生環境対策について各市町村に周知していただきたい。

○岡山県では多くの福祉避難所の指定をしていただき感謝しています。知的障害者の場合は精神的な安定を

考えると、通所・通学している地域の福祉施設・学校などの福祉避難所を増やしていただきたい。

　医療的ケアが必要な重度の障害者の中には、「電源確保」が必須の障害のある人がいることにも十分配慮

した避難所の運営を行っていただきたい。

**Ⅵ　権利擁護について**

〇平成２４年に障害者虐待防止法が施行されて９年目になりますが、入所施設での虐待の報道が続きました。県内で虐待認定された事業所があった場合には、外部委員を交えた委員会等により要因の分析と公表を行っていただきたい。また、虐待は人権侵害であることの定期的な研修に努めていただきたい。

○養護者からの虐待が依然として一番多い状況が続いています。行政等の「相談窓口」や周囲の人の「通告義務」などの広報を各市町村で行っていただくとともに、関係機関の情報共有による迅速な対応をお願いしたい。

○障害者虐待防止法の改正について、特に、学校等の教育機関についても法律上の虐待定義に加えることの

検討を本格的に進めるよう国へ要望していただきたい。

**Ⅶ　障害者の労働と雇用について**

〇新型コロナウイルス感染の拡大により、障害のある人たちの雇用や働く時間等が不安定になることを心配

しています。厳しい状況でありますが、障害者雇用促進法に基づいた障害者雇用が推進されるよう対策を

講じていただきたい。

〇一般企業にも改正障害者雇用促進法の趣旨を啓発し、離職が減るようキーパーソンとなる「相談できる人」がいる職場環境づくりを指導していただきたい。また、「合理的配慮」が話し合える雰囲気の職場づ

くりに努めるよう啓発していただきたい。

○行政での障害者雇用の取り組みが進んできており感謝しています。行政で障害のある方が働いている状況

は、共生社会の実現に向けた大切な取り組みであると思いますのでより雇用を促進していただきたい。

知的障害者の雇用についてはまだハードルが高いと感じることが多く、働き方や正職も含めた雇用を進めていただきたい。

○通所系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援Ａ・Ｂ）は、それぞれの状態に応じ

て利用が進められてきましたが、初期の想定とは異なる状態も生じてきています。障害の状態や当事者の

意向も踏まえた受入ができるよう受入体制についての検討をお願いしたい。

**Ⅷ　特別支援教育について**

〇新型コロナウイルス感染拡大が長期化し、その対応で日常的に学校教職員が多忙化しているのではないか

と思います。感染防止対応の職員増を図り、教員が授業や生徒指導に割ける時間的余裕を確保していただ

きたい。

○県の「就労応援団」などにより、支援学校と一体になった企業等への働きかけをが、障害者理解と高い就

労率に繋がっていると思います。就労後も周りの人達に認められる職場環境づくりが重要だと思いますの

で企業等との連携をさらに進めていただきたい。

○中学卒業後の進路が支援学校高等部、公立・私立の高等学校、通信制の学校など多岐に渡っていますが、

学校種により知的・発達障害の生徒に対しての進路指導体制には大きな差があるように思います。就労支

援コーディネーターの増員による高等学校への働きかけや障害のある生徒の出口とその後の就労生活を見

すえて、高等学校の進路担当の研修の充実を図っていただきたい。

○幼児期から学校卒業後まで、教育・福祉の関係機関が連携した切れ目のない支援体制整備が求められてい

ます。児童福祉法の改正により支援の主体が市町村となりましたが、必要なサービス提供の整備状況が異

なり格差が生じることを心配しています。保護者支援も含めて、教育関係―福祉関係―保護者の「トライ

アングル・プロジェクト」（学校教育法施行規則改正）による連携をもとに支援を進めていただきたい。

○社会生活を営むことに大きな困難を抱える強度行動障害の児童生徒が、学校環境になじめないで不登校に

なっている事例が増えているのではないかと感じています。専門的な対応のための研修や通級教室の機能

の充実を図っていただきたい。また、知的レベルでは療育手帳の取得が難しい強度行動障害のある生徒の

学校選択について、精神科医の診断等により支援学校（知的障害）への進路が選択できるよう検討してい

ただきたい。

○障害者理解（心のバリアフリー）を進めるために、特別支援学級や特別支援学校での交流・合同学習や居

住地校交流を進めていただいています。交流の回数は、お互いの学校の教育課程に基づくものですが、居

住地校交流については、本人や保護者の意向も尊重していただきたい。

**Ⅸ　国への要望について**

○障害者基礎年金の認定期間については、２～３回の再認定を受けた後は永久認定となるように運用を改善

してください。また、住宅扶助や医療扶助的な加算給付を創設してください。

〇療育手帳の判定基準が県よって異なっています。身体障害手帳と同様に全国統一基準での判定となるよう

国に要望していただきたい。